

議第 5 号 平成 3 0 年度福山市介護保険特別会計予算について、日本共産党の討論を行います。

本会計は、2018 年度から 3 年間の第 7 期福山市介護保険事業計画にかかわる予算編成であります。

その内容として、第 1 号被保険者の保険料基準額を、第 6 期と同様の 7 万 400 円とするものです。保険料の据え置きは、制度が始まって以来初めての事であり、評価できるものです。

しかし、高すぎる保険料や利用料は今でも高齢者の生活を圧迫しています。2015 年 8 月には年金収入 280 万円以上の高齢者のサービス利用料が、1 割から 2 割へと引き上げられました。

さらに、2018 年 8 月には年金収入 340 万円以上の高齢者へ 3 割負担が課せられる事になります。

今後、消費税増税や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の引き上げなどが予定される中、利用料等の負担軽減措置を拡充させるべきではありますが、その努力はみられません。

また10月にはヘルパーの生活援助が一定数を超えるケアプランの届け出の義務化や、共生型サービス導入はサービスの利用抑制が懸念されます。

また、基本チェックリストで判定する事業対象者は、約900人で推移しています。高齢者の介護保険の受給権を奪いかねない基本チェックリストの使用について、検証をしていない事は問題であります。

以上、述べた諸点における政治的比重から、反対を表明して討論と致します。